



周術期の歯科医療連携の推進に着手

～市・市大・歯科医師会が手術前後の口腔ケアに関する連携協定を締結～



横浜市では、住み慣れた地域で安心・安全に暮らし続けられるよう、医療提供体制の確保に向けた政策を展開しています。

近年では、全身の健康状態と「お口の健康」との関連が注目され、**医科と歯科・口腔ケアとの連携**が重要視されています。

中でも、がん治療や全身麻酔を必要とする手術等において、手術前後（「周術期」と言います。）の口腔ケアが、**誤嚥性肺炎※の予防や入院日数の短縮など**、手術後の回復に好影響を与えるという研究結果が明らかになっているほか、診療報酬でも評価されることから、個々の医療機関でも取組が広がってきています。

市民の皆様の手術後の合併症予防等につながる「周術期における口腔ケア」の取組を市内で包括的に推進・加速させるため、このたび、高度専門医療の提供・研究、教育機関である横浜市立大学、地域の歯科医療を担う横浜市歯科医師会、横浜市の3者で連携協定を締結しました。

※誤嚥性肺炎：だ液等が誤って肺に流れ込み、生じる肺炎

取組の概要

- 手術を行う病院の担当医と、周術期の口腔ケアを担当する地域のかかりつけ歯科医の連携を広め、周術期の患者の体調回復を進めます。
- また、**市民（患者）**に口腔ケアの重要性をお伝えし、関心を高めます。

- ①医科歯科連携の推進：円滑な連携を進めるため、地域連携パス※等情報共有のしくみづくり
- ②医師・歯科医師研修：担当医やかかりつけ歯科医に向けた、周術期連携に関する研修の実施
- ③市民啓発の実施：手術をはじめ疾病と口腔ケアとの関係を理解するための講演会等の実施

3者協定により



横浜市立大学

高度専門知識・学術的支援

横浜市歯科医師会

地域歯科医療機関の協力促進

横浜市

市民啓発・コーディネート

研修会講師の派遣、最新医療知識の提供、

連携パス作成等での学術的支援

地域のかかりつけ歯科医への周知・啓発

連携パス作成等での実践的検討

市民啓発や広報活動の展開

市内医療機関全体に向けた発信

3者協働による
包括的な
連携環境整備

※地域連携パス：患者の状態や病気の種別を踏まえ、今後の治療方針や関係する医療提供者の役割等を記載した計画書

【参考：期待される効果例】

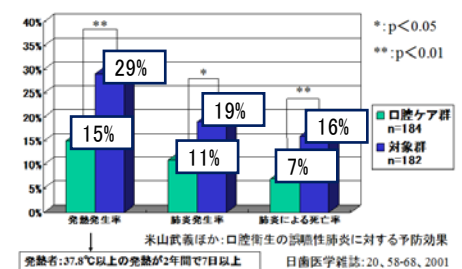
◆**手術後の合併症予防**：全身麻酔による手術では、肺へ酸素を送るため口からチューブを挿管しますが、チューブに付着しただ液中の細菌が肺に侵入し、肺炎を起こすことがあります。

手術前より適切に口腔ケアを進めることで、口の中の細菌をあらかじめ抑え、肺炎を予防します。

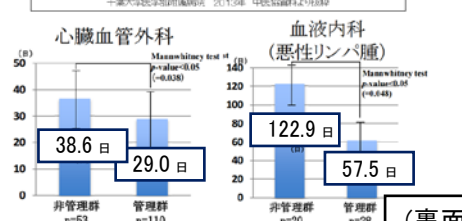
◆**入院日数の短縮**：がんの放射線治療や化学療法などによるだ液量の減少等により口腔環境の悪化リスクが高まります。持続して口から食べられる環境の整備や症状悪化を防ぐことにより、体調悪化を防ぎ、早期退院につなげます。

◆**地域歯科医療人材の効果的活用**：病院勤務歯科医師数が限られるなか、地域の歯科医師と連携することで、患者の口腔管理を切れ目なく行うことができます。

口腔ケアの誤嚥性肺炎に対する予防効果



口腔機能管理による在院日数に対する削減効果

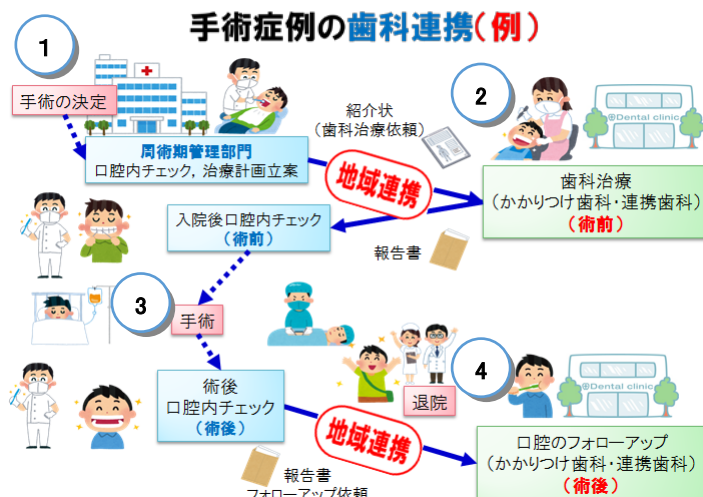


(裏面あり)

周術期口腔機能管理 連携イメージ

< 歯科連携 (例) >

- ① 病院にて、手術の実施を決定します。
- ② 病院の依頼により、かかりつけ歯科医が口腔ケアや治療を行い、報告します。
- ③ 病院で、手術を実施します。
- ④ 退院後、かかりつけ歯科医によりフォローアップします。



手術後の回復への好影響に加え、抗がん剤治療や放射線治療等により高い頻度で様々な口腔合併症が発症することが分かっており、口腔ケアを患者に適切に行うことにより、口腔トラブルの軽減や全身状態の改善が報告されています。

病院と地域のかかりつけ歯科医が連携して、手術前後の口腔環境を整え、治療の質を高めます。

連携協定について

(1) 協定名称

横浜市・公立大学法人横浜市立大学・一般社団法人横浜市歯科医師会周術期口腔機能管理の推進に向けた包括連携に関する協定

(2) 協定の内容

①医科歯科連携の推進、②医師・歯科医師研修の実施、③市民啓発の実施、④研究の推進

(3) 締結日

平成 29 年 2 月 8 日締結 (有効期間：平成 30 年 3 月 31 日まで。以降は 1 年ごと更新)

藤内 祝 (とうない いわい) 教授

(横浜市立大学 学術院医学群・医学研究科顎顔面口腔機能制御学)

口腔がんを専門としており、市民や患者の健康増進、疾病予防・早期回復のため、周術期口腔機能管理にも力を入れている。



杉山 紀子 (すぎやま のりこ) 会長

(横浜市歯科医師会 会長)

平成 25 年 6 月横浜市歯科医師会会長就任。就任以来、歯科保健医療のさらなる充実を目指し、多職種連携・地域包括ケアシステムの構築等に向け積極的に活動している。



お問合せ先

連携協定に関すること	医療局医療政策課長 倉本 裕義 Tel 045-671-2438
病院連携・周術期歯科に関すること	横浜市立大学医学・病院企画課長 新井 達夫 Tel 045-787-2991
地域歯科医療機関連携に関すること	横浜市歯科医師会 事務局 Tel 045-681-1553

横浜市・公立大学法人横浜市立大学・一般社団法人横浜市歯科医師会
周術期口腔機能管理の推進に向けた包括連携に関する協定

横浜市（以下「市」という。）、公立大学法人横浜市立大学（以下「市大」という。）及び一般社団法人横浜市歯科医師会（以下「歯科医師会」という。）において、周術期口腔機能管理に関する取組について、連携を推進するため、協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、市、市大及び歯科医師会が相互に連携及び協力を行い、三者が実施する周術期口腔機能管理に関する取組を通じて、市民の健康の増進、疾病の予防・早期回復の実現を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 市、市大及び歯科医師会は、前条に定める目的を達成するため、周術期口腔機能管理に関し、次に掲げる事項について連携協力を進めるものとする。

- （1）医科歯科連携に関すること
- （2）医師・歯科医師を対象とした研修に関すること
- （3）市民啓発に関すること
- （4）研究の推進に関すること
- （5）その他、目的を達成するために必要なこと

（守秘義務）

第3条 市、市大及び歯科医師会は、連携事項の検討・実施により知った秘密情報（秘密である旨が明示された情報に限る。）を、その情報を提供した者の書面による承諾なしに第三者に開示・漏洩してはならない。

（協定の見直し）

第4条 市、市大及び歯科医師会が、本協定の変更または解除を申し出たときは、三者間で協議の上、合意により本協定の変更または解除を行うものとする。

（協定の有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の3か月前までに、三者のいずれからも改廃の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、以後も同様の扱いとする。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項または本協定の実施に関し必要な事項は、市、市大及び歯科医師会で協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、市、市大及び歯科医師会それぞれ記名押印の上、各1通を所有する。

平成29年2月8日

横浜市中区港町1丁目1番地
横浜市
横浜市長 林 文子

横浜市金沢区瀬戸2番2号
公立大学法人横浜市立大学
理事長 二見 良之

横浜市中区相生町6丁目107
一般社団法人横浜市歯科医師会
会長 杉山 紀子